

第3四半期分

港湾局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	南港Q-3号上屋引込 設備緊急補修工事	電気工事	住之江区	株式会社関西高 圧	¥2,592,000	H30.10.19	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	K9	-
2	舞洲体育館中央監視 制御装置更新工事	電気工事	此花区	三菱電機ビルテク ノサービス株式会 社関西支社	¥5,940,000	H30.10.24	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	K6	-
3	舞洲ヘリポート立入 防止柵等緊急補修工 事	とび・土工・ コンクリート 工事	此花区	東住吉建設株式 会社	¥6,774,840	H30.11.19	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第5号	K8	-

随意契約理由書

1 案件名称

南港 Q-3 号上屋引込設備緊急補修工事

2 契約の相手方

株式会社関西高圧

3 随意契約理由

本工事は、南港 Q-3 号上屋の引込設備の補修を行うものである。

台風 21 号の暴風雨の影響により引込設備に不具合が発生し、電気供給ができない状態になり、同系統受電の南港 Q-1 号上屋、南港 Q-2 号上屋、南港 Q-3 号上屋において停電が発生したため、上屋利用者サービスに支障をきたしていた。

施設の悪状況を緊急に解消することは施設管理者である本市の責務であるため、早急に対応する必要があった。

上記業者は、本工事を施工する能力を有しており、かつ現在本施工場所近隣の駐車場で同種工事を施工中であり、速やかな機材及び人員の調達により直ちに工事に着手することが可能である。

以上のことから上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 現在施工中の工事

南港ポータウン西駐車場非常照明設備更新工事

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

6 平成 30 年 9 月 11 日 緊急報告において決定済み

7 担当部署

港湾局計画整備部設備課(電気)

電話番号 06-6568-9092

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲体育館中央監視制御装置更新工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社

3 随意契約理由

本工事は、舞洲体育館における電気、防災、空調等の各設備を安全かつ確実にかつ効率的な運用を行うため、集中制御により遠隔監視制御を行っている中央監視制御設備の内、主に集中制御を司る機器を更新するものである。

中央監視制御設備は、三菱電機株式会社が平成5年度に発注者の仕様を反映し、独自の技術を用いて機器の設計、製作から施工までを行っており、その後、本設備の点検業務及び部分更新を含む工事等の業務移管を受けている三菱電機ビルテクノサービス株式会社で、平成22年度及び平成27年度、平成28年度に改修工事並びに点検業務を行っている。

本集中制御を司る機器は、中央監視制御設備の中核を担っている機器であり、他設備との連携や各機器との制御系統及びシステム構成、各装置との相性関係や製造者独自の高度な技術による知識、経験等を必要とし、各機器の設計から施工に至るまでの責任の一元化を図れる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス株式会社への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局 計画整備部 設備課（電気） （電話番号 06-6568-9092）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲ヘリポート立入防止柵等緊急補修工事

2 契約の相手方

東住吉建設株式会社

3 随意契約理由

今回、台風 21 号に伴う越波により、舞洲ヘリポート北側等の立入禁止柵の一部が破損などした。当該柵は、航空法施行規則に基づき公共用空港設置管理者に策定が義務付けられている「空港保安管理規程」の基準となる「空港保安管理規程ガイドライン」（国土交通省航空局）に基づき、空港保護及びテロ対策等を目的として設置しているものであり、舞洲ヘリポートの設置管理者である本市は、常に良好な状態（高さ 1.80m 以上+忍び返し長さ 0.45m 以上、十分な強度など）を保たなければならないが、今回の破損により、容易に外部から侵入できる状態に陥っており、直ちに改善する必要がある。

舞洲ヘリポートは、大阪で唯一の公共用ヘリポートであり、常に利用が可能な状態としなければならないため、緊急補修工事を実施する必要がある。

上記業者は、本工事を施工する能力を有し、かつ、臨港方面管理事務所管内道路維持修繕工事を請け負っているため、迅速に着手が可能な業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 現在施工中の工事

臨港方面管理事務所管内道路維持修繕工事

6 平成 30 年 9 月 5 日 緊急報告において決定済

7 担当部署

港湾局計画整備部保全監理課（設計担当）

電話番号 内線 7827